## マルチペイメントネットワークについて

# (社)日本通関業連合会

財務省関税局は、関税等の電子納付実現のためNACCSシステムとマルチペイメントネットワークを接続する構想を明らかにしました。

マルチペイメントネットワークを利用した関税等の電子納付は、輸入者の金融機関における総合口座等を利用して「いつでも、どこからでも」電子納付を行えるようにするものであり、概要は別添のとおりとなっています。

このネットワークにより、輸入者自身による電子納付の増加が大きく期待されることから、通関業会会員店社の皆様においては、荷主等に対して機会ある毎にこのネットワークの利用を働きかけていただくことが大切です。

### 関税等の電子納付について

#### 1. 概要

e Japan重点計画や財務省申請・届出アクション・プラン等に基づいて、税関に納付する関税等を含め国税・手数料等の電子納付を平成15年度中に実現することとしています。

具体的には、収納官庁(税関等)と金融機関との間をマルチペイメントネットワーク(民間の収納インフラ)で結ぶことにより、納付者は、金融機関が提供する各種チャネル(インターネットバンキング、テレホンバンキング、ATM等)を利用して、そのチャネルが利用可能な限り24時間いつでも、どこからでも税金等の納付ができ、納付後、即時に納付に関する情報が、収納官庁に通知されます。

#### 2. NACCS等とマルチペイメントネットワークの連携

税関に納付する関税等(輸入貨物に係る関税及び消費税等の内国消費税並びにとん税及び特別とん税をいう。)の電子納付はNACCS、CuPES及びCOMTISをマルチペイメントネットワーク(MPN)と連携することにより実現されます。

例えば、NACCS利用者は、輸入申告等に際して「MPNを利用して納付する」旨を選択すれば、電子納付に必要な納付情報が返信されます。この納付情報を使って、輸入者がインターネットバンキング等により関税等を電子納付すれば、金融機関からMPNを介して税関に領収済情報がリアルタイムで通知され、自動的にNACCSによる輸入の許可が行われます。

(注)この場合、関税等に相当する金額は、輸入者が金融機関に設けている一般口座から引き落とされます。

### 3. 実施予定 平成16年3月中に実施の予定。(実施期日は作業状況等をみて今後決定。)

(参考)その他の歳入金・国税等の電子納付化予定

収納官庁	電子化対象	実施時期
財務省	行政手数料、会計センター扱い歳入金	2004年1月
厚生労働省	労働保険料	
総務省	電波利用料	
国税庁	申告所得税、法人税、消費税、源泉所得税等	2003 年度中
社会保険庁	国民年金保険料、厚生保険料・船員保険料	2004年4月
国税庁、国土交通省	自動車関係手続ワンストップサービス関係	2005年

(注)日本銀行のアンケートの結果によれば、歳入事務取扱金融機関450行等のうち、369行等(82%)が、マルチペイメントネットワークに接続し、電子納付に対応する予定。

